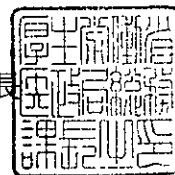


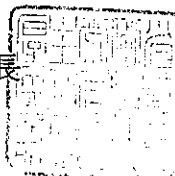
医政総発1022第2号
医政指発1022第2号
平成21年10月22日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長



厚生労働省医政局指導課長



「エキシマレーザー屈折矯正手術のガイドライン」の周知について（周知徹底）

医療機関における医療安全の確保については、従来より適切な対応をお願いしているところです。

レーシック手術については、昨年秋から本年2月に、東京都内の医療施設において、医療器具の滅菌処理が不十分であったことなど衛生管理の不徹底が原因であることが疑われる感染性角膜炎の集団発生があったところですが、これ以外にも、術前のインフォームド・コンセントが不十分である事例、過矯正等の健康被害に関する事例等の情報が寄せられているところです。

レーシック手術を含むエキシマレーザー屈折矯正手術については、財団法人日本眼科学会において、別添のとおり「エキシマレーザー屈折矯正手術のガイドライン」が作成され、手術に当たっての安全性確保のための留意点等が示されています。

※ <http://www.nichigan.or.jp/member/guideline/index.jsp>

つきましては、適切なレーシック手術が行われるよう、貴管下のレーシック手術を行う医療機関に対し、「エキシマレーザー屈折矯正手術のガイドライン」の内容について周知方よろしくお願いいたします。

また、レーシック手術に関する苦情等を受け付けた場合は、必要に応じて、当該医療機関に対し、同ガイドラインを参考に指導方お願いいたします。

（留意事項）本通知の内容については、貴管下のレーシック手術を行う医療機関の医療安全管理者、医療機器の安全使用のための責任者等に対しても周知されるよう御配慮願います。